

件名	松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
主管課	保険課
関係課	なし
改正対象	松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年松前町条例第2号）
根拠法令等	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「改正省令」という。）
改正理由	令和3年度の介護報酬に係る改定が行われることに併せ、改正省令第3条により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、次の改正を行う。
改正の主な内容	<p>1 夜間対応型訪問介護</p> <p>(1) オペレーターの配置基準等の緩和</p> <p>(2) サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保</p> <p>2 地域密着型通所介護</p> <p>(1) 地域と連携した災害への対応の強化</p> <p>(2) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け</p> <p>3 認知症対応型通所介護</p> <p>(1) 管理者の配置基準の緩和</p> <p>(2) 地域と連携した災害への対応の強化</p> <p>(3) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け</p> <p>4 小規模多機能型居宅介護</p> <p>(1) 人員配置基準の見直し</p> <p>(2) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け</p> <p>5 認知症対応型共同生活介護</p> <p>(1) ユニット数の弾力化及びサテライト型事業所の基準の創設</p> <p>(2) 夜勤職員体制の見直し</p> <p>(3) 外部評価に係る運営推進会議の活用</p> <p>(4) 計画作成担当者の配置基準の緩和</p> <p>(5) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け</p> <p>6 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>(1) 地域と連携した災害への対応の強化</p> <p>(2) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け</p> <p>7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人員配置基準の見直し (2) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け (3) 口腔衛生管理の強化 (4) 栄養ケア・マネジメントの充実 (5) 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し (6) リスクマネジメントの強化 (7) 地域と連携した災害への対応の強化 <p>8 看護小規模多機能型居宅介護</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け <p>9 全サービス共通</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症対策の強化 (2) 業務継続に向けた取組の強化 (3) ハラスメント対策の強化 (4) 会議や多職種連携における ICT の活用 (5) 利用者への説明・同意等に係る見直し (6) 記録の保存等に係る見直し (7) 運営規程等の掲示に係る見直し (8) 高齢者虐待防止の推進 (9) 介護保険等関連情報を活用しながら、介護サービスの質の評価を行い、質の高いサービスの提供を推進
施行日	令和3年4月1日
【その他参考事項】	